

財務省第7入札等監視委員会 平成30年度第4回定例会議審議概要

開催日及び場所	令和元年6月21日（金） 金沢国税局 1階大会議室	
委員	委員長 中村 明子（松本洋武法律事務所 弁護士） 委員 大野 尚弘（金沢学院大学経営情報学部 教授） 委員 舟橋 秀明（金沢大学人間社会研究域法学系 准教授）	
審議対象期間	平成31年1月1日 ～ 平成31年3月31日	
契約の現状の説明	平成31年1月～3月の契約実績	
抽出委員の選出	委員の互選により舟橋委員を次回抽出委員に選出	
抽出案件	3件	（備考）
競争入札（公共工事）	1件	契約件名 : 平成30年度長江宿舎3号棟ほかテレビ受信設備改修工事 契約相手方 : 株式会社 北陸電設（法人番号 9230001003012） 契約金額 : 2,138,400円 契約締結日 : 平成31年3月4日 担当部局 : 北陸財務局
随意契約（公共工事）	1件	契約件名 : 小松日の出合同庁舎吸収式冷温水機冷却水ユニット整備工事 契約相手方 : 株式会社 スズキエンタープライズ（法人番号 9220001008284） 契約総額 : 3,337,200円 契約締結日 : 平成30年8月29日 担当部局 : 金沢国税局
競争入札（物品役務等）	一件	
随意契約（物品役務等）	1件	契約件名 : 平成31年分の土地鑑定評価額の算出に係る業務 契約相手方 : 株式会社 富山地価調査センター（法人番号 7230001002115） 契約金額 : 72,550円ほか（単価契約） 契約締結日 : 平成30年9月10日 担当部局 : 金沢国税局
応札（応募）業者数1者関連	一件	
委員による意見・質問、それに対する回答等	以下のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	なし	

意見・質問	回答
<p>【契約一覧表】</p> <p>なし</p>	
<p>【案件 1】</p> <p>「平成30年度長江宿舍3号棟ほかテレビ受信設備改修工事」</p> <p>契約相手方 :株式会社 北陸電設 (法人番号 9230001003012)</p> <p>契約金額 : 2,138,400円</p> <p>契約締結日 :平成31年3月4日</p> <p>担当部局 :北陸財務局</p> <p>今回の工事対象の3棟以外は、なぜアンテナ化工事を行わなかったのか。</p> <p>アンテナ化することで、BS・CS放送は視聴できるのか。</p> <p>予定価格を大きく上回っている応札があるが、理由は確認しているのか。</p> <p>入札辞退者の辞退理由及び入札参加願に記載のある法人番号が訂正されている理由を確認したい。</p> <p>電子入札の辞退届には辞退理由入力は不要とのことだが、紙入札の辞退届には辞退理由の記載欄がある。この違いはなにか。 また、入札参加申込後、辞退届を提出する場合と、辞退届なく入札しない場合とでは、ペナルティーの有無など違いはあるのか。</p>	<p>ケーブルテレビ受信の有料化は富山市内の宿舍に関するものだが、この内3棟は入居者が空き室分の利用料も負担することで調整が整ったことから、アンテナ化工事を留保したものである。</p> <p>地上デジタル放送以外は視聴できなくなるため、自らBSアンテナを設置し個別に契約する必要があることを予め入居者に説明済みである。</p> <p>確認していない。</p> <p>電子入札の場合、辞退理由は入力不要であるため確認していない。 法人番号の訂正は、当初記載されていた番号は不明であるが、公開されている法人番号を相手方に確認し当方で訂正した。</p> <p>確認の上、次回の入札等監視委員会で報告する。 辞退届が提出された場合は「辞退」、辞退届がなく期限までに入札がなければ「不参加」と整理している。いずれも入札しない状態に差はなく、ペナルティーも課していない。</p>
<p>【案件 2】</p> <p>「小松日の出合同庁舎吸収式冷温水機冷却水ユニット整備工事」</p> <p>契約相手方 :株式会社 スズキエンタープライズ (法人番号 9220001008284)</p> <p>契約総額 : 3,337,200円</p> <p>契約締結日 :平成30年8月29日</p> <p>担当部局 :金沢国税局</p> <p>普通のビルの冷暖房も、同じ仕組みの吸収式冷温水機が多いのか。</p> <p>3度の入札後、2度の見積り合わせにより随意契約に移行し契約しているが、契約業者は赤字でないのか。金額を下げたことで手抜き工事にならないのか。</p>	<p>吸収式冷温水機が主流となっている。</p> <p>契約業者に対し赤字かどうかの確認は行っていない。 また、工事については、工事期間中の監督や完成後の検査確認を確実にしており、問題はないと判断している。</p>

意見・質問	回答
<p>【案件 3】</p> <p>「平成31年分の土地鑑定評価額の算出に係る業務」</p> <p>契約相手方 :株式会社 富山地価調査センター (法人番号 7230001002115)</p> <p>契約金額 : 72,550円ほか(単価契約)</p> <p>契約締結日 :平成30年9月10日</p> <p>担当部局 :金沢国税局</p> <p>鑑定する地点は、申し込みの段階で分かっているのか。</p> <p>「①土地鑑定評価額の算出に係る業務」と「②土地意見価格等の提出に係る業務」の業務内容はどう違うのか。</p> <p>「①土地鑑定評価額の算出に係る業務」と「②土地意見価格等の提出に係る業務」で同じ業者と契約しているが、自分の評価額に対し自分で意見するのか。</p>	<p>申し込みの時点では鑑定する地点は決まっていない。申し込み時に提出する「希望届出書」に、精通している地域・種別を記載する欄はある。</p> <p>①は土地等の評価額の基準となる路線価や評価倍率の評定に必要な鑑定標準地を不動産鑑定士に鑑定評価してもらう業務で、②は不動産鑑定士のほか農協や宅建業者等の精通者から標準地の意見価格等を提出してもらう業務となる。</p> <p>自分で評価した地点を自分で意見することはせず、必ず別の業者に依頼している。</p>